

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

④ ドメインの取得費

Q : ページランクの高いホームページのドメインを買い取ろうと思います。この場合の買取費用は、どのような取扱いになりますか？

A : 繰延資産として取り扱われます。

【解説】

今やホームページは、ビジネスに欠かせないものになっていますが、同様に、ドメイン(「〇〇.co.jp」「△△.com」)にも注目が集まるようになってきました。

社名や商品名が入った名前のドメインやSEO(検索エンジン対策)に有利なページランクの高いドメインなどは高値で取引されているというような話も聞きます。

ところで、こうしたドメインを取得するための費用の取扱いですが、これについては、法人税法施行令に規定する「支出の効果がその支出の日以後1年以上に及ぶもの」のうち「自己が便益を受けるために支出する費用」に該当する繰延資産として処理をすることとされています。

償却期間は、5年です。

なお、この取扱いは、特別のドメインを他者から取得する場合だけでなく、新規にドメインを取得する場合も同じですが、新規にドメインを取得する場合は、通常、20万円もかかりませんから、この場合には、その全額を少額繰延資産として支出した事業年度の損金に算入することができることになります。

